



八千代市監査公表第7号

令和元年8月9日

八千代市監査委員 江頭博彦

八千代市監査委員 大谷益世

八千代市監査委員 木下映実

監査結果公表

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による消防本部及び消防署の
監査を行ったので、次のとおり公表します。

第1 監査の概要

1 監査の対象機関

(1) 消防本部

ア 消防総務課

イ 予防課

ウ 警防課

エ 指令課

(2) 消防署

2 監査の範囲

平成30年度（令和元年5月末現在）における消防本部及び消防署所管の財務事務及び事務事業（一部，過年度分を含む。）

3 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し，その有効性を評価するとともに，当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを，証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

4 監査の期間

令和元年5月7日から同年8月9日まで

第2 監査の結果

監査対象機関の財務事務及び事務事業の執行状況は，関係法令等及び予算目的ののっとりて執行されており，おおむね適切であると認められた。